

郵便番号 862 - 8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 - 381 - 0110 内線 2262・2263

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

見積もった契約金額の100分の5以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手に限る。）を入札時に納付する。ただし、次の(2)に該当する場合は、入札保証金は免除する。
なお、入札保証金は入札終了後還付する。ただし、落札者には委託契約締結後還付する。

(2) 入札保証金の免除

入札保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。（契約保証期間は、入札日以降1週間程度の期日まで加入する）

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたときに限る。）。

6 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 契約保証金に関する事項

(1) 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手に限る。）を納付する。ただし、次の(2)に該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

(2) 契約保証金の免除

契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 当該入札において、契約金額の100分の10以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 落札者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたときに限る。）。

8 契約の締結期限

落札者は、落札後7日以内に契約の申し込みをしなければならない。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提出しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(9) 2以上の意思表示をした入札

(10) 入札金額と契約単価が矛盾する入札

(11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 その他

(1) 最低制限価格は設定しない。

(2) 契約書作成の要否 要

